

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令第一条に関するガイドライン

金融庁
令和6年11月策定

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令第一条第一項に規定する、内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に定められた銀行が、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第五十四条第一項第四号の対象事業活動及び当該対象事業活動に付帯する業務を専ら営む会社（以下「対象会社」という）の議決権を、その基準議決権数を超えて取得または保有した場合は、（当該会社が当該銀行の子会社になった場合を除き）その旨を届出なければならないとされている（銀行法第五十三条第一項第八号）。

本ガイドラインは、銀行の業務範囲規制の趣旨及び金融検査・監督の目的を踏まえ、銀行が対象会社の議決権を取得または保有する場合（当該会社が当該銀行の子会社になった場合を除く）において備えるべき体制や届出の様式・期日について示すものである。

なお、本文中の用語については、特に断りのない限り、法令等における定義に従うものとする。

1 銀行が備えるべき体制整備について

銀行が対象会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得または保有した場合には、（当該対象会社が銀行の子会社になった場合を除き）、その旨を届出なければならないとされており、個別の認可は不要とされている。

もっとも、上記場合において、当該銀行は、対象会社が行う業務が、本件命令の対象となる業務の範囲に含まれているか、当該業務の実施場所は国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業の趣旨を踏まえたものとなっているか、また以下の基準に適合しているかについて、自ら挙証する体制を整備する必要があることに留意することとする。

- ① 当該届出をした銀行（以下「届出銀行」という。）の資本金の額が当該届出に係る対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
- ② 当該届出に係る対象会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、届出銀行の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。
- ③ 届出銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

- ④ 当該届出の時に於いて届出銀行の収支が良好であり、かつ、届出銀行が合算して当該届出に係る対象会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有した後も良好に推移することが見込まれること。
- ⑤ 当該届出に係る対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
- ⑥ 届出銀行が当該届出に係る対象会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することにより、産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化し、もって経済成長を可能とする経済構造の構築に資すると見込まれること。
- ⑦ 届出銀行の業務の状況に照らし、届出銀行が当該届出に係る対象会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有した後も、届出銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。
- ⑧ 届出銀行又は当該届出に係る対象会社の顧客に対し、届出銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該対象会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、届出銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該対象会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。
- ⑨ 届出銀行又は当該届出に係る対象会社が行う取引に伴い、届出銀行又は当該対象会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。
- ⑩ 届出銀行が気候関連リスクに係る経営管理態勢やリスク管理態勢を整備していること。

2 届出の様式・期日について

銀行が対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を取得または保有した場合は、当該会社が当該銀行の子会社となった場合を除き、その旨を届出なければならないとされている（銀行法第五十三条第一項第八号）。

その届出様式については、別紙様式とし、その届出については、その議決権を取得または保有した日より、三十日以内に届け出なければならないものとする。

以上